

公園名

笛吹川フルーツ公園

募集に関する質問

- 1 公園内作付果樹について
品種・品目ごとの本数・樹齢を教えてください。
- 2 光熱水費について
電気 県が契約予定電気事業者を教えてください。
契約種別・受電電圧・契約電力を教えてください。
R2年・R3年各年度の使用電力量を教えてください。
- 3 ウォーターガーデン機械室について
循環ポンプ等の機種・容量及び配管図面を提示してください。
- 4 管理温室ボイラーについて
ボイラーの機種容量を教えてください。
令和5年3月までに修理予定はありますか。
- 5 有料施設利用料金について
知事が必要と認めたときは減額・免除の規定があるが下記の場合は適用されますか。
指定管理者が、管理運営業務で使用する場合は
指定管理者が、自主事業で使用する場合は
利用料金の収受窓口において、コード決済対応とあるが、手数料は指定管理者負担ですか。
- 6 ステージ広場占用料について
積算基準を教えてください。
指定管理者が、管理運営業務で使用する場合免除ですか。
指定管理者が、自主事業で使用する場合免除・減額対象ですか。
一般利用者が利用する場合の占用料はいくらですか。

有料イベント時はいくらですか。 無料イベント時はいくらですか。

7 自動販売機設置について

数の制限はありますか。

設置占用料積算基準を教えてください。

8 備品台帳について

R1年度 432千円・R3年度 162千円の支出があるが台帳記載されていないがなぜですか。

購入品目は何ですか。

管理運営費で購入した物品は県に帰属と規定されているが、R5年度に引き継がれる物品はなにがありますか。

9 AEDについて

設置個所はどこですか。

バッテリー・電極パッドの最近の交換年月日はいつですか。

10 県における施設の改修予定について

R4年度改修予定はありますか。

R5年度～R8年度の改修予定はありますか。

11 公園内において火気（裸火）使用ができますか。

12 2か所あるドックランの利用規則を教えてください。

13 イベント等多くの来園者予想される場合は、ヘリポートも臨時駐車場として開放できますか。可能な場合、緊急時にヘリポートの使用ができなくても問題ありませんか。

14 現地説明会を受けた中で、なお電気設備・空調設備・消防設備等各施設の詳細な管理費用を積算するため、専門員による現地視察を行いたいが可能でしょうか。

- 1 5 植栽管理（各植栽本数・芝生の面積等）の提示をお願いします。
- 1 6 自主事業で売店設置等の便益施設を設置する場合、所定の使用料を県に支払う（管理運営業務の内容及び基準P 1 6）とあるが、使用料の㎡単価はいくらですか。
- 1 7 フルーツ公園の長寿命計画をご教示ください。また、施設の修繕計画がありましたら、ご教示ください。
- 1 8 展示室（くだもの館）は今年度内に展示物等の変更の計画はございますか？
- 1 9 仕様書にご記載のないようでしたが、指定管理委託料の支払いは、四半期毎の事前振込みという理解で宜しいでしょうか？
- 2 0 植栽図面と植栽数量をご提供ください。
- 2 1 設備図面（給排水、電気など）をご提供ください。
- 2 2 ご提供のあった平面図に畑かんがい用水の図面がございましたが、不鮮明で解読することが困難でした。地下埋設設備の詳細な図面についてご提供又はご開示をお願いします。
- 2 3 畑かんがい用水の年間使用料金（直近4年）と使用協定における利用目的についてご教示ください。
- 2 4 現時点での計画で結構ですので、2次審査の参加可能人数、説明形態（プロジェクターを使用したパワーポイントでの映写の可否等）についてご教示ください。
- 「指定管理業務の実施に関する 計画書」に記載していないことは説明できない旨は承知しています。

25 誓約書（様式4）について

共同体で応募する場合、様式4-①は「構成員連名で押印」とありますが、様式4-②は連名である必要はないでしょうか。また、様式4-②は共同体の代表者のみの提出でよろしいでしょうか。

26 目次・ページ番号について

目次・ページ番号は、申請書類の①～⑥すべてにつけるのでしょうか。例えば様式に定めのない印鑑証明書や納税証明書、法人の事業報告書などもページ番号を付ける対象に含まれるのでしょうか。

27 原本証明について

副本9部に原本証明が必要とありますが、ファイル綴じした1冊に対して原本証明1枚をつければよいのでしょうか。もしくはそれぞれの提出書類（押印のある書類や印鑑証明書などの証明書）に原本証明をつけるのでしょうか。後者の場合、原本証明が必要な書類の種類をご教示ください。

28 原本証明について

原本証明はすべて押印が必要でしょうか。

回答

回答 1

- ・別紙 1 を参照してください。

回答 2

- ・県が契約予定の電気事業者について、募集要項第 7 「7 電気調達の契約」で示す電気調達の契約は今後予定しているため、詳細については未定です。
- ・現在の契約種別・受電電圧・契約電力は、業務用電力・6,000V・259kW（実量制）となっています。
- ・電力使用量について、R2 年度は 674,007kW、R3 年度は 726,036kW となります。

回答 3

- ・循環ポンプ等の機種・容量は次のとおりです。
ろ過ポンプ：EBARA 80×65FS4J 53.7 3.7kw 1500min-1 4POLES
滝用ポンプ：EBARA 200FS4H518 18.5kw 1500min-1
噴水ポンプ：EBARA 100×80FS4K 515 15kw 1500min-1
バインカスケードポンプ HITACHI GMN-CH 15kw 1500r.p.m
- ・図面につきましては、別紙 2 を参照してください。

回答 4

- ・ボイラーの仕様は次のとおりです。
メーカー：竹沢産業株式会社／機種：BW-N 型 3NS／熱出力：217.4kW
使用燃料：A 重油／燃料消費量：23.2 L/h／使用最高水頭圧：0m（無圧開放型）
伝熱面積：5.5m²／電源：AC200V 3φ 50/60Hz／
バーナ（モーター：400W、制御回路：270/200W、ヒータ：1,000W）／制御方法：2 位値（ON-OFF 全自動制御）／安全装置：①燃焼安全装置②温水サーモ③モータ過負
担保護装置④バーナ扉安全スイッチ⑤感震器接続端子／保有水量：730 L／製品重
量：480Kg／温水往管：50×4 ケ／温水還管：65×2 ケ／給水口：20×1 ケ／排水
口：40×1 ケ／オーバーフロー：50×1 ケ
- ・今年度改修工事を予定していますが、工期は未定です。

回答 5

- ・都市公園条例施行規則第6条を満たすものであれば減免は可能と判断出来ます。なお、募集要項P66 指定管理者の収入(1) 利用料金に記載のあるとおり、利用料金は指定管理者の収入となります。
- ・キャッシュレス決済に伴う費用は委託料基準額に含まれています。

回答 6

- ・積算は、山梨県行政財産使用料条例で定める算定方法に基づいて行っています。
- ・占用料の減免は、山梨県行政財産使用料条例第5条に定める各号に合致する場合に適用されます。
- ・一般利用者が使用する場合も、算定方法については上述のとおりですが、金額は占用する面積により異なります。
- ・イベント(無料・有料を問わず)を行う場合は、占用料以外にも都市公園条例第4条で定める許可申請が必要となり、同条例別表第三の第三号に定める金額が発生します。

回答 7

- ・自動販売機設置について、数の制限はありません。
- ・設置に係わる使用料は、山梨県行政財産使用料条例で定める算定方法により決定され、設置する場所により金額が異なります。なお、上限額の定めは都市公園条例別表第三の第一号によります。

回答 8

- ・R1年度購入分は備品一覧153~155番に記載のあるとおりです。R3年度購入分については、別紙3のとおり一覧表を訂正します。
- ・購入品目は、次のとおりです。
R1年度：搾汁機・粉砕機(架台含む)、R3年度：無煙炭化器
- ・R5年度に引き継がれる物品は、搾汁機・粉砕機(架台含む)と無煙炭化器を予定しています。

回答 9

- ・設置場所は公園管理事務所です。

- ・令和4年3月に県で購入しており、電極パッド・バッテリーの交換予定時期は、それぞれ2024年11月、2027年3月です。

回答10

- ・R4年度は、野外ステージ、水槽棟、作業棟、管理温室ボイラー、くだもの工房（鉄骨の塗装等）及び第3変電設備の改修を予定しています。
- ・R5年度以降は、わんぱくドーム（スライド天窓改修等）、くだもの広場（天窓ブラインド改修等）及びアクアアスレチック擬岩構造物等を予定していますが、施設の健全度調査結果により予定は変更となる場合があります。

回答11

- ・都市公園条例第3条の禁止行為に該当せず、公衆の都市公園の利用、公園管理及び公園周辺に対し支障を及ぼすものでないこと、興業又は協議会等の催しの一環として参加者の利便に資するものと判断でき、都市公園条例第4条の許可を得た場合に、使用を認めるものとします。

回答12

- ・わんぱくドーム東側のドッグランの利用は、事前登録制で1年更新、4kg未満の指定小型犬種となっています。
- 第1駐車場西側のドッグランの利用は、事前登録制で1年更新、8kg未満の犬となっています。
- 両施設とも利用時間は9:00～17:00（11月～3月は9:00～16:30）となっています。
- これらについては、全て指定管理者の任意により決めることができます。
- ・なお、わんぱくドーム東側のドッグランについては、現指定管理者による設置管理許可施設です。

回答13

- ・平時の公園の運営によりヘリポートの使用ができないことは問題ありません。なお、大規模災害時には防災活動拠点として円滑な運用がなされるよう管理運営を行っていただく必要はあります。

回答 1 4

- ・現地説明会の結果詳細な確認が必要と認められる範囲に関して可能とします。専門員による現地視察を希望される場合は、令和4年7月14日～22日まで（土日祝日を除く）の期間中に1回限り2時間までを条件として行います。
- ・参加希望日の1週間前までに所属・氏名・役職・連絡先・希望日を明記のうえ、当課メールアドレス（toshikei@pref.yamanashi.lg.jp）宛に提出してください。なお、日時については調整のうえ後日個別に連絡します。

回答 1 5

- ・別紙1及び別紙4を参照してください。

回答 1 6

- ・使用料の（ m^2 ・年）単価は、令和3年度時点で、屋外の場合264円です。建物内の場合使用する建物により異なりますが、わんぱくドームの場合8,623円となります。

回答 1 7

- ・No. 10の回答を参照してください。

回答 1 8

- ・地下展示室（くだもの館）について、空きスペースを有効活用した事業を計画していますが、既存の展示物を変更する計画はありません。

回答 1 9

- ・具体的な額や支払い方法は、協議の上、年度協定で定めますが、最終年度を除き、四半期毎に前払いを想定しています。

回答 2 0

- ・別紙1及び別紙4を参照してください。

回答 2 1

- ・別紙5を参照してください。

回答 2 2

- ・別紙 6 を参照してください。

回答 2 3

- ・直近の年間使用料は、R 1 年度:522,218 円、R 2 年度:493,802 円、R 3 年度:497,428 円、R 4 年度:487,364 円です。使用協定における利用目的は、果樹、緑地、花壇への灌水用となっています。

回答 2 4

- ・出席者は 5 名までとしてください。
- ・プロジェクターは使用可能とします。なお、募集要項に記載のとおり「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。プロジェクターを用いて説明する際は、あらかじめ同計画書のどこに記載しているのかを明示したうえで説明を行ってください。
- ・二次審査に関する詳細事項は、一次審査の結果通知書とともにお知らせします。

回答 2 5

- ・様式 4-① 全ての構成員の連名により作成してください。
- ・様式 4-② 全ての構成員が、それぞれに当該様式で作成してください。

回答 2 6

- ・目次、ページ番号は様式として定めている申請書類（様式 2～7）にのみで構いません。

回答 2 7

- ・副本の原本証明は、ファイル綴じた 1 冊に対して原本証明があればよいです。

回答 2 8

- ・原本証明は全て押印が必要です。

以上